

## 開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求(市規則第 27 号様式)

建築確認申請をするときには、開発行為又は建築等に関する証明が必要な場合があります。この場合「開発行為又は建築等に関する証明願」に次の図書を添えて戸田市に提出してください。

### 2 部作成(省令第 60 条、市規則第 16 条)

添付書類

書類の名称	説明	備考
土地の登記簿謄本	借地の場合は契約書も添付する。	2部のうち、少なくとも1部については、商業登記法第11条の規定に基づき法務局で取得した書面をそのまま添付すること(コピーは不可) ※取得日から3ヶ月以内のもの
理由書	具体的に記入すること。	様式任意
その他許可権者が必要と認める書類	農家証明書、換地証明書	

図面

図面名称	標準縮尺	明示する事項	備考
開発区域位置図	1/10,000	位置(朱書)	都市計画図 (住宅地図等のコピーは不可)
公図写	1/600以上	(1) 方位 (2) 隣地の地番、地目 (3) 区域(朱書) (4) 地番、地目	2部のうち、少なくとも1部については、商業登記法第11条の規定に基づき法務局で取得した書面をそのまま添付すること(コピーは不可) ※取得日から3ヶ月以内のもの
求積図	1/500以上	求積表(敷地面積、建築面積、延床面積)	
建築物	配置図	(1) 道路種別(公道、私道) (2) 道路幅員	
	平面図	建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率	
	立面図	二面以上	

○ その他

・証明手数料 **6,000円**をご用意下さい。(納付窓口の利用可能時間が **9:00~16:00** のため、書類の提出は **15:30** 迄にお越しください。)

・申請者に代わって、提出及び受領を行う場合は、別途**委任状**が必要です。